

事務連絡  
令和3年10月13日

関係団体各位

大阪府商工労働部中小企業支援室長

日頃から、大阪府商工労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、幅広く事業継続等を支援するため「中小法人・個人事業者等に対する一時支援金」を支給します。

この度、本制度の「対象者」や「コールセンター」等を決定しましたのでお知らせします。

なお、本制度は国の「月次支援金」（今年4～8月分のいずれか）を受け取っていることが要件となっており、8月分については、今月末が〆切となります。

つきましては、本件についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- ・対象者 大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等  
※「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の所在地（納税地）を言います。
- ・要件 国の「月次支援金」（今年4～8月分のいずれか）を受け取っている中小法人・個人事業者等

《対象外》大阪府の「営業時間短縮協力金」「大規模施設等協力金」の支給対象者、「酒類販売事業者支援金」の受給者、及び他の都道府県が実施している国の「月次支援金」への上乗せの支援金を支給された事業者

【参考】国の「月次支援金」

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

#### <既報の内容>

- ・支給額 中小法人等：50万円、個人事業者等：25万円  
（1事業者に対し1回の支給）
- ・申請方法等 準備が整い次第、速やかに大阪府ウェブページで公表します。

【参考】大阪府ウェブページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>

#### 【お問合せ先】

本通知について

大阪府商工労働部経営支援課

西河、池本 06-6941-0351（内2665）

上記支援金について

「中小法人・個人事業者等に対する一時支援金」コールセンター【10月14日開設】

06-6654-3314

（午前9時から午後6時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く）